

教職員の校内ルール

津山市立久米中学校

令和7年4月

生徒指導

- 1 いかなる場合も体罰・暴力・暴言は許されない。また生徒の体に不必要に触るような指導は行わない。
- 2 生徒指導の際、密室状態を避け、複数の教職員や生徒と同性の教職員で対応するなどの配慮をする。特にいじめについては必ず記録を残す。
- 3 携帯電話を利用して生徒と個人的な連絡を取ったり、生徒と携帯電話番号やメールアドレス、LINEのID等を交換したりするなどの個人的なやり取りはしない。
- 4 部活動・校外行事等で生徒を自家用車で送迎しない。緊急やむを得ず、生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に保護者の承諾を得る。
又は管理職の許可を得る

情報管理

- 1 個人情報に関わる記録や資料は、施錠可能な場所に保管する。
- 2 私物のUSBメモリは使用しない、学校のUSBを借り受ける場合は必ず「USB貸出簿」に記録し使用後は速やかに返却する。
- 3 USBを校外に持ち出す場合は「学校情報持ち出し管理表」に記録する。
個人情報の持ち出しに関しては津山市教育情報セキュリティ実施手順に従い厳重に扱う。
- 4 私物のモバイル端末・カメラ等は教室等には持ち込まない。必要のある場合は管理職の許可を得る。
- 5 業務以外の目的でインターネットを利用してはならない。
- 6 生徒のID・PW忘れは、原則管理職で対応する。メモや一覧表を教室に置き忘れたりしない。

公金管理

- 1 通帳管理を基本とする。
- 2 集金等の現金を一時的に保管する必要がある場合は耐火金庫に保管する。
- 3 会計処理は現金の出納がわかるように通帳へ記帳をして校長の点検を受け、保護者の監査を受ける。

